

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成29年3月15日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 （仮称）ザ・ビッグ豊郷店 犬上郡豊郷町大字高野瀬字下池田 197 番地 1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 戸田年夫 犬上郡豊郷町大字高野瀬字下池田 197 番地 1
- 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 9時から21時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 8時30分から21時30分まで
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 7時から20時まで
 - (2) 変更後
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻 7時から23時まで
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 6時30分から23時30分まで
 - ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 3時から22時まで
- 4 変更年月日 平成29年3月10日
- 5 変更の理由 テナントの営業施策のため
- 6 届出年月日 平成29年2月28日
- 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
豊郷町産業振興課 犬上郡豊郷町石畑 375 番地
彦根市産業部地域経済振興課 彦根市元町4番2号
愛荘町商工観光課 愛知郡愛荘町安孫子 825 番地
 - (2) 縦覧期間 平成29年3月15日から平成29年7月18日まで
- 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成29年7月18日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号